

世田谷区告示第268号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月世田谷区条例第19号）第2条に規定する保険料の徴収事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社NTTデータ

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(2) 名称 株式会社しんきん情報サービス

所在地 東京都港区港南一丁目8番27号

2 委託した歳入等

保険料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで